

法人名	入札参加停止期間				入札参加停止の理由
新明和工業株式会社 産機システム事業部環境システム本部営業部	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
新明和工業株式会社 特装車事業部 営業本部 関東支店	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関東支店	R7.4.22	～	R7.8.21	4ヶ月	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
日興サービス株式会社	R7.5.20	～	R7.7.19	2ヶ月	令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。